

瀬戸市行政不服審査会運営条例をここに公布する。

令和4年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第29号

瀬戸市行政不服審査会運営条例

(趣旨)

第1条 この条例は、瀬戸市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(担当事務)

第3条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項（瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例（令和4年瀬戸市条例第27号）第3条第1項第3号に規定する事務を除く。）を処理する。

(委員)

第4条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第7条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人（法第74条に規定する審査関係人をいう。）にその旨を通知しなければならない。

(除斥)

第8条 委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

(議事録)

第9条 審査会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、行政管理部行政課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置された瀬戸市行政不服審査会の委員は、第4条第1項の規定により委嘱されたものとみなし、当該委員の任期は同条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。